

下記の疾患に罹った場合、学校保健安全法によって出席停止が定められており欠席扱いとはなりません。但し、登校の再開にあたっては医師による治癒証明が必要になりますので、治療が終了したら以下の治癒証明書を医師に記入してもらい、保健室に提出してください。

- 第1種** エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白性髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるもの）、中東呼吸器症候群（MARSコロナウイルスによるもの）
特定鳥インフルエンザ（現時点でH5N1及びH7N9）
新型コロナウイルス感染症（COVID-19） → 治癒するまで
※感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症、新感染症は第1種とみなす
- 第2種**
- ・インフルエンザ（発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで）
（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）
 - ・麻疹（解熱後3日を経過するまで）
 - ・水痘（全ての発疹が痂皮化するまで）
 - ・流行性耳下腺炎（耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで）
 - ・風疹（発疹が消失するまで）
 - ・百日咳（特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで）
 - ・咽頭結膜熱（主要症状消退後2日を経過するまで）
 - ・結核（伝染の恐れがなくなるまで）
 - ・髄膜炎菌性髄膜炎（病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで）
- 第3種** コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 → 医師により伝染の恐れがないと認められるまで

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合に、必要に応じて学校長の指示で第3種の感染症として措置をとることができる疾患。

例として「感染性胃腸炎」「マイコプラズマ感染症」「溶連菌感染症」等があるが、本校では原則として出席停止としない。

..... き り と り

治 癒 証 明 書

村田女子高等学校

年 組 () 氏名

診断名: _____

*療養期間 : 令和 年 月 日～ 月 日

*登校許可 : 令和 年 月 日より

上記疾患について治療を終了し、登校の再開を認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

診察医

㊞